

令和8年度佐賀県総合福祉センター（児童相談所等） 夜間休日電話相談業務実施要領

1 趣 旨

児童相談所における平日の開所時間外の時間帯（以下、夜間という）及び閉所している祝休日（以下、休日という）に行われる通告、相談に対して相談員を配置し、対応することで、相談受付体制を強化する。

2 実施機関

佐賀県総合福祉センター

3 名 称

佐賀県総合福祉センター（児童相談所等）夜間休日電話相談業務

4 相談電話の設置場所及び電話番号

0952-26-1212

5 対 象

佐賀県に住むこどもに関する相談を有する、こども本人や保護者・関係者

6 事業内容

佐賀県総合福祉センターが電話相談に関する業務の一部を外部に委託し、その事業者が、こどもに関する電話相談や、児童虐待通告の受け付けや総合福祉センターの緊急用務の取り次ぎを行う。

7 実施方法

- (1) 本事業は、電話相談に係る業務の一部を外部事業者に対して委託する。
- (2) 委託事業者の業務は、次のとおりとする。
 - ① 県内のことともとその家族の不安や悩みや子育ての諸問題に関し、電話相談に応じる。
 - ② 児童虐待の通告に関して、平日の夜間と休日に24時間受け付けを行う。
 - ③ 電話にて受け付けた内容は、翌日の9:00までにメールにて報告（様式1-1、様式1-2、様式1-3）を行う。
 - ④ 相談者から児童虐待の通告などで緊急を要する内容の電話があった場合、直ちに委託者に連絡する。
 - ⑤ 各月の委託業務の実施状況について、翌月の15日までに（様式2）にて報告する。

(3) 開設期間及び時間

令和8年（2026年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日

- ・佐賀県に住むこどもとその家庭に関する電話相談業務

平日 17:15～22:00

休日 8:30～22:00

- ・児童虐待の通告の受付業務（宿直可）

平日 17:15～翌日 8:30

休日 8:30～翌日 8:30（24時間）

※22:00～8:30は宿直可能

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて佐賀県総合福祉センターが別に定める。